

掛川市条例第20号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表総務委員会の項中「企画政策部」の次に「、危機管理部」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会委員会条例の規定は、この条例の施行の日以後最初に常任委員会の委員の選任が行われる日から適用する。